

独立行政法人勤労者退職金共済機構の
平成24年度の業務実績の評価結果

平成25年8月26日

独立行政法人評価委員会

1 平成24年度業務実績評価について

(1) 評価の視点

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、特殊法人勤労者退職金共済機構が平成15年10月に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の機構の業務実績の評価は、平成20年2月に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標（平成20年4月から平成25年3月まで）の最終年度の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）等に基づき、平成23年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる2次意見等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成24年度業務実績全般の評価

機構は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金共済制度を確立し、もって中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする中小企業退職金共済制度と、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより勤労者の生活の安定を図る勤労者財産形成持家融資（以下「財形持家融資」という。）制度の運営主体であることから、業務実績の評価に当たっては、機構の目的に照らし、業務の効率化及び質の向上により得られた成果が「確実な退職金支給」、「退職金制度への着実な加入」及び「財形持家融資制度の普及」にどの程度寄与するかという視点が中心となるものである。

まず、確実な退職金支給に向けた取組については、数値目標である一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共事業」という。）における未請求率等の改善に向け、意識的な取組がなされているが、近年、未請求率の数値が下げ止まりの傾向にあるため、目標達成に向けて、引き続き取組を推進することを期待する。

退職金制度への着実な加入については、目標達成に向け着実に努力を蓄積している点は評価できるが、中退共事業、建設業退職金共済事業（以下「建退共事業」という。）及び林業退職金共済事業（以下「林退共事業」という。）において、加入目標を達成することができなかった。今後とも目標達成に向けて、引き続き取組を推進することを期待する。

これらの成果を支える基盤として、①業務運営の効率化による経費節減、人件費の削減、②中期計画期間中に資産運用業務の一元化を図る等効率的組織体制の構築、③随意契約の見直し、旅費、庁費における冗費の徹底的検証、④内部統制

の強化による事業の適切な運営、⑤外部有識者の積極的活用による適切な事業運営の確保が図られているところである。

財形持家融資制度の普及については、概ね数値目標を上回っており、一定の取組を行っているとは評価できる。

これらを踏まえると、平成24年度の業務実績については、全体としては機構の目的である「確実な退職金支給」、「退職金制度への着実な加入」及び「財形持家融資制度の普及」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

- ① 制度が長期的に安定したものとなり、事業主が安心して加入できるものとなるためには、「確実な退職金支給」の原資となる共済財政の長期的な安定を図っていくことが重要である。中退共事業については、平成24年度に累積欠損金が解消されたところであるが、林退共事業においては、一定の累積欠損金が解消されたものの、引き続き「累積欠損金解消計画」を踏まえ、今後の市場の推移の中で着実に解消を図ることが求められる。
- ② 加入促進については、制度の安定的な運営のため、第3期中期計画により平成25年度もさらに効果的な取組を行うことが求められる。平成24年度に加入者が目標に達しなかった中退共事業、建退共事業及び林退共事業については、業界の状況等も勘案しつつ、確実な加入に向けてより一層の努力が求められる。
- ③ 中退共事業における退職金未請求、建退共事業における共済手帳の長期未更新及び証紙の未貼付については、意欲的な取組がなされたものの、このところ下げ止まりの傾向にある。未請求の発生要因や建設業の労働市場の特殊性に配慮しつつ、更なる取組を行い、改善することが求められる。
- ④ 財産形成促進制度については、中小企業における融資の利用促進を図るため、中小企業退職金共済制度の利用促進に向けた取組との連携を強化する等さらなる取組の工夫がなされることを期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

- ① 効率的な業務実施体制の確立

確実な退職金支給のための取組として、「業務・システム最適化計画」の一部を改訂し、中退共事業の退職金未請求対策の強化を図ったほか、各事業本部の外に新たに資金運用部を設置し、資産運用業務の一元化を図り、また、適格退職年金移行担当組織（7名）を廃止し、定員を276名から269名とした等、効率的な業務実施体制の確立に向け、大きな成果をあげている点は高く評価できる。

② 中期計画の定期的な進行管理

「業務推進委員会」を定期的を開催し、各事業本部の実績報告及び審議を行ったほか、中退共事業及び建退共事業においては、「加入促進対策委員会」を開催し、加入促進対策の遂行状況等を組織的に管理するなど定期的な進行管理が図られた。また、会議の結果等を職員一人ひとりへ周知するなど、更なる意識向上を図っており、中期計画の進行管理は着実に進められていると認められる。

③ 内部統制の強化

理事会、幹部会、契約監視委員会及びコンプライアンス推進委員会等の開催により内部統制の強化を図っており、従来からのPDCAの仕組みに加え、財形融資ALMリスク管理委員会の開催や理事長と管理職員との個別面談など、ガバナンス・コンプライアンス高度化への不断の取組は評価できる。

④ 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、平成24年度予算に対し13.5%削減し、人件費については平成17年度比で23.5%削減するなど順調に経費節減が行われており、評価できる。

随意契約の見直しについては、機構が策定した「随意契約等見直し計画」（平成20年度に締結した59件の随意契約を見直し、5件にする。）に基づく取組を着実に進め、目標を上回る取組を行った点は評価できる。また、監事、会計監査人による監査や、外部有識者からなる契約監視委員会の審査を受けているほか、機構自ら点検・見直しを行うなどの努力が認められる。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

I 退職金共済事業

① 確実な退職金支給のための取組

中退共事業における退職金未請求に対する取組については、引き続き、「加入通知書」や「加入状況のおしらせ」の発行により被共済者の認識を高める取組を行ったほか、退職後3ヶ月経過しても未請求者のいる対象事業所に対し、退職金請求を促す要請通知を行うことに併せて、22年度脱退の未請求者に関する

る対象事業所への2回目、3回目の請求手続要請やテレホンアプローチを実施し、脱退後2年経過後の未請求率（退職金等の請求権が発生した年度における脱退者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率）を1.7%に縮減したことは評価できる。しかし、未請求率が下げ止まりの傾向にあるため、目標達成に向けて、その要因分析に基づく効果的な取組を推進することを期待する。

また、中退共事業におけるこれまでに累積した退職金未請求者に対する取組として、引き続き退職後5年以上を経過した未請求者のいる対象事業所（平成12年度以前に脱退した未請求者のいる事業所の一部）に対して、未請求者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請するとともに、24年度は時効完成直前の未請求者のうち、住所等の情報提供がされた者で未だ請求をしていない者に対し、2回目の請求手続きを要請するなど、着実な取組が認められる。

建退共事業における共済手帳の長期未更新者発生防止等に関する取組として、新規加入時及び共済手帳の更新時における被共済者の住所把握や、既加入者に対する長期未更新調査等の取組が引き続き行われており、努力が認められる。

建退共事業における共済証紙の適正な貼付に向けた取組については、加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿の厳格な審査等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者へ指導を徹底すること等の努力が認められるが、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計との差額の解消が前中期目標期間の目標値に大きく及んでいないため、その要因分析に基づく効果的な対策を期待する。

清酒製造業退職金共済事業（以下「清退共事業」という。）及び林退共事業についても、新規加入時及び共済手帳の更新時において把握した被共済者の住所のデータベース化を行う等、対策強化の努力が認められる。今後も、それぞれの業界の特性や機構の実施体制等を勘案しつつ、成果を把握し、その結果を今後の対策へ反映させるなど、引き続き効果的な取組を期待する。

② サービスの向上

加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理の再点検を行い、「事務処理改善計画」の作成、見直しを行うなどの努力が認められる。

退職金給付に係る処理期間については、中退共事業については25日以内、建退共事業、清退共事業及び林退共事業については30日以内とする目標を達成しており、これを維持できたことは評価できる。

情報提供の充実等については、加入から退職金請求までの制度内容を周知するためモバイルサイトを構築するとともに、加入通知書や退職金共済手帳のQRコードから閲覧できるようにしたほか、中小企業退職金共済法施行規則の一部

改正について、ホームページ等で改正内容等を掲載するなど、重要な情報の確実な周知に努めたことなどにより、ホームページアクセス件数が目標を大幅に上回るなど、大きな成果を上げている点は評価できる。

積極的な情報の収集及び活用については、外部の有識者で構成する参与会を開催し、事業運営状況、機構の業務実績に対する独法評価委員会の評価結果、東日本大震災に対する被災地への対応状況等について報告を行い、参与から意見を聴取したほか、退職金制度の実態調査（中退共事業）において、加入勧奨の際に特に要望が多かった退職金制度及び退職金支給実態を明らかにする設問を設け、事業所が退職金制度を見直す際の基礎資料になるようにし、調査結果の概要をホームページ及び「中退共だより」で公表するなどの取組を行う等、情報の収集及び提供を精力的に行っている点は評価できる。

③ 加入促進対策の効果的实施

中退共事業については、個別企業訪問等を積極的に実施するなどして効果的な加入促進対策を講じたが、中小企業の業況は厳しく、加入目標達成率は96.7%と目標を達成することができなかった。なお、適格退職年金からの移行を除くと、前年度の加入実績を2.8%上回る結果となることから、一定の加入促進への取組の効果が認められる。また、建退共事業及び林退共事業の目標達成率はそれぞれ98.7%、81.4%と加入実績が目標に達しなかったものの、清退共事業については、加入促進強化月間の実施、関係業界団体等が開催する会議などへの参加及びパンフレットの配布、相談員連絡会議において加入促進等の依頼などの活動をした結果、加入目標の達成率が110.8%となったことから、清退共事業に係る加入促進への取組は評価できる。

今後は、未達成についての更なる要因分析に基づき、各事業の特性に応じて効果的な加入促進対策を行うことを期待する。

II 財産形成促進事業

財産形成促進事業については、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行うため、独立行政法人住宅金融支援機構及び厚生労働省との調整を毎月行うことで、財形持家融資の適正な貸付金利の設定を行う等の取組を着実に実施したと認められる。

また、貸付決定について平均6日に対応した点、周知広報について、ホームページの積極的な活用、外部委託の活用や関係機関との連携等に努めることにより、ホームページのアクセス件数、リーフレット配布カ所数など、目標を上回った点は評価できる。中小企業における融資の利用促進を図るため、さらなる取組の工夫がなされることを期待する。

(3) 財務内容の改善等について

I 退職金共済事業

① 累積欠損金の処理

機構は、「累積欠損金解消計画」（平成17年10月策定）に基づき、累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間中の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を設定しているところである。「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として資産運用を実施した結果、中退共事業においては、計画の予定（平成29年度末に解消）を大幅に上回り、平成24年度末で累積欠損金が解消され、利益剰余金（539億円）を計上した点は高く評価できる。また、林退共事業においても、年度ごとの解消目安額を大きく上回る約2億円の累積欠損金を解消した点も評価できるが、引き続き、累積欠損金解消計画を踏まえ、資産運用について安全かつ効率的な運用を基本としつつ、着実な解消に努めることが求められる。

② 健全な資産運用等

資産運用については、第三者による外部評価を反映しつつ、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率的な運用を基本として実施されている。委託運用（金銭信託）では、内外債券高、内外株高、円高修正により、清退共事業を除き、概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスを達成し、利益を確保したことに加え、自家運用においても安定した収益を確保した結果、当期純利益を確保することができた点は評価できる。

また、専門性の高い実務経験者を公募・選考の上、24年4月に中途採用を行ったほか、職員向け講習会を開催するなど、機構における資産運用能力の向上に向けた人材育成の強化を図った点は評価できる。

II 財産形成促進事業、雇用促進融資事業

財産形成促進事業における累積欠損金については、第2期中期目標期間中の解消に向け「財形勘定収支改善等計画」（平成23年10月策定）に基づき取り組んだ結果、利益として43億円を計上し、累積欠損金を解消した。これにより、平成24年10月から貸付金利設定を見直すなど、利用者の利便性の向上等を図った点は評価できる。

雇用促進融資の財政投融資への償還については、元金21億円、利息6億円と約定どおり実施されており、財務内容の改善が着実に進んでいると認められる。

(4) その他業務運営に関する措置について

退職金機構ビル及び同別館については、外部有識者で構成する「退職金機構ビルのあり方に関する検討会」の意見を踏まえ、移転し土地を売却することが合理的であると考え、公募による移転先の決定、平成24年5月の移転、土地・建物の売却処分について、滞りなく実施され、業務改善に寄与したことは評価

できる。退職金共済事業と財産形成促進事業の連携については、中退共事業本部が発行する「中退共だより」に財形事業の広告を掲載するなど、積極的な周知広報に係る取組については評価できる。

(5) 評価委員会が特に厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

平成 24 事業年度資産運用の結果は、下記のとおりである。

(単位：百万円)

	中退共 給付経理	建退共		清退共		林退共 給付経理
		給付経理	特別 給付経理	給付経理	特別 給付経理	
資産残高	4,029,306	858,008	33,192	4,810	316	13,731
運用等収入	259,570	34,398	1,449	166	3	389
運用等費用	522	65	6	1	-	2
決算運用利回り	6.89%	4.15%	4.48%	3.55%	0.92%	2.90%

当期純利益	227,947	22,302	789	69	0	208
-------	---------	--------	-----	----	---	-----

注) 決算利回りは、費用控除後の数値である。

資産運用については、内外債券高、内外株高、円高修正により、清退共事業を除き、概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスを達成し、利益を確保したことに加え、自家運用においても安定した収益を確保した結果、当期純利益を確保することができた点は評価できる。

その他、上記 2 (3) で評価したとおりである。

② 保有資産の管理・運用等について

退職金機構ビル及び同別館については、上記 2 (4) で評価したとおりである。

また、貸付金、未収金等の債権の回収計画の策定及び実施状況に関する評価等については、機構における共済融資は委託金融機関による代理貸付であり、貸付金の管理及び回収は代理店の 100%保証責任となっていることから、回収計画は策定していないものの、各事業本部ともに、回収は順調に実施されており、問題となる案件はないと考える。なお、資産運用については、上記 2 (3) 及び 2 (5) ① で評価したとおりである。

職員宿舎については、平成 24 年 4 月 3 日「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(行政改革実行本部決定)に該当する職員宿舎はない。

③ 組織体制・人件費管理について

平成24年度における給与水準について、東京都特別区に勤務する国家公務員の給与水準と比較すると、地域勘案指数では104.0、地域・学歴勘案では

105.0とやや高くなっている。人件費については、年度計画において、平成17年度を基準として7%以上削減することとしていたが、目標値を大幅に上回る23.5%の削減となった。

一般管理費及び退職金共済事業経費は、契約状況の点検・見直しを行い、競争契約等の拡大等予算の適正な執行を行った結果、平成24年度予算に対し13.5%削減となった。

福利厚生費については平成20年度早々に見直しを行い、現在法定外福利費として支出しているのは、健康診断費の補助等のみであることから、適切な支出となっているものと評価できる。

また、機構には、国家公務員再就職者の指定ポストはなく、適切な状態であると評価できる。

④ 事業費の冗費の点検について

執行計画額に対して支出実績額が19.5%の削減となっているなど、冗費の削減について適切に取り組んでいるものと評価できる。また、「平成24年度の庁費及び旅費の類に関する支出状況」から、事務経費等の駆け込み執行はないものと認められる。

⑤ 契約について

機構が策定した「随意契約等見直し計画」（平成20年度に締結した59件の随意契約を見直し、5件にする。）に基づく取組を着実にを行い、平成23年度末において目標を達成するとともに、平成24年度に更に1件見直しを行った点は評価できる。

総合評価落札方式、企画競争又は公募を行う場合には、公告期間を十分確保するとともに、説明会から企画等の提出までの期間も十分確保しており、調達要領に基づき実施していると評価できる。平成21年度に策定された一者応札・一者応募に係る改善方策について、入札参加要件の緩和、公告期間の見直しを行った結果、平成24年度に一者応札・一者応募となった契約件数は20件、金額は4.5億円となり、より多くの業者が入札しやすい環境が整ったものと考えられ評価できる。

その他、上記2（1）④で評価したとおりである。

⑥ 内部統制について

内部統制の強化については、上記2（1）③で評価したとおりである。

また、退職金共済業務を取り扱う法人特有のリスクとして、①なりすまし等による退職金の詐取や、②市場の変動に伴う運用リスク等が考えられるが、これについては、それぞれ

- a 対応マニュアルを作成の上、チェック項目を複数設けて複数の者によるチェックを行う
- b 基本ポートフォリオの構築等について外部の専門家の助言を受けるほか、資産運用の実績について外部の専門家に評価を受ける等の対応が取られており、評価できる。

また、各事業本部においては幹部会等を定期的を開催し、各課室で役割分担を確認しつつ、年度計画の達成状況その他の業務の遂行状況の把握を行っていることは評価できる。

さらに、コンプライアンス推進委員会や理事長による全ての管理職の個別ヒアリングの場を活用する等、法令遵守に向けた体制を確保している点も評価できる。

⑦ 事務事業の見直し等について

「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」や行政刷新会議事業仕分けでの判定結果を受けて各種の取組を着実に進めていると認められる。また、コールセンターに稼働状況をリアルタイムに把握・管理できるなどのシステムを、平成24年5月の機構移転に合わせ導入するとともに、平成25年2月末の中退共相談コーナーの縮減に合わせ、サービスの低下とならないよう、回線数・要員体制の見直しを行うなど拡充を図った点は評価できる。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。